



感感発 0401 第 8 号
令和 8 年 4 月 1 日

農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布について

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 73 号）が本日
公布され、別添のとおり、各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛てに通知する
とともに、公益社団法人日本獣医師会、公益財団法人日本動物愛護協会、公益社団法人日
本動物福祉協会及び公益社団法人日本愛玩動物協会宛てに周知等について協力を依頼し
ておりますので、御了知願います。

感 発 0401 第 1 号
令 和 8 年 4 月 1 日

各 { 都道府県知事 } 殿
 { 保健所設置市長 }
 { 特別区長 }

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布について（公布通知）

本日、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 73 号）が別添のとおり公布されたところ、改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、関係機関等（都道府県にあつては管内の市町村を含む。）へ周知いただくとともに、その適切な運用に御配慮をお願いします。

記

1. 改正の趣旨

狂犬病の予防注射については、令和 5 年地方分権改革に関する提案募集において、3月2日から同月 31 日までの間に予防注射を行った場合に翌年度の注射済票を交付する規定を撤廃し、併せて、注射時期について通年接種を可能とするよう提案があった。この提案を踏まえ、検討を行った結果、提案どおり、狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号。以下「規則」という。）を改正するものである。

2. 改正の内容

- （1）狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項において犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合にはその者）が毎年 1 回受けさせなければならないとされている狂犬病の予防注射について、4月1日から6月30日までの間に受けさせなければならないとしていた規定を廃止し、通年での接種を可能とするもの。（規則第 11 条第 1 項

関係)

- (2) 法第5条第2項に基づき、市町村長が交付する注射済票について、毎年3月2日から同月31日までの間に予防注射を行った場合に翌年度の注射済票を交付することとしていた規定を廃止し、予防注射を実施した時期と交付する注射済票の年度を揃えるもの。(規則第12条第5項関係)
- (3) その他、所要の規定の整備を行うもの。

3. 運用上の留意点

(1) 予防注射の適切な実施について

予防注射の時期の限定がなくなることにより、予防注射の実施間隔が延長することのないよう、少なくとも毎年同時期に1回の予防注射を実施することの徹底について、引き続き、犬の所有者に対して幅広く普及・啓発の広報を行うなど、狂犬病予防対策の一層の推進に努めること。

なお、本改正はこれまで予防注射期間に行っていた周知・啓発活動や集合注射を廃止することを意図したものではない。引き続き、予防注射の実施率が低下することのないよう、市町村や地方獣医師会等関係者と十分に協議をし、自治体の実情に合わせた効率的・効果的な取組に万全を期されたい。

(2) 予防注射強化期間の設定について

本改正は、4月1日から6月30日までの間に犬に予防注射を受けさせることのできなかった所有者について、法令違反となる状況を是正し、より柔軟性を持たせるものであるが、一方で、予防注射の期間を限定することは周知・啓発活動の推進やワクチンを無駄なく利用するといった観点で利点がある。この点を踏まえ、本改正後も、3か月程度の予防注射強化期間を設定し、引き続き予防注射の推進活動を行うことが推奨される。

強化期間については、所有者の混乱を防ぐため、目安としてこれまでの4月1日から6月30日を設定するが、自治体の実情に応じて時期の変更は可能である。

狂犬病予防注射未実施の犬に対する注射案内の時期を検討する際にも、強化期間を一つの区切りとして適宜活用されたい。

(3) その他

本改正は令和9年3月2日から施行予定であることから、令和9年3

月 2 日から同月 31 日までの間に予防注射を実施した犬に対しては、令和 8 年度の注射済票を交付することに留意されたい。

4. 施行期日

令和 9 年 3 月 2 日から施行する。

○厚生労働省令第七十三号
狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第五条第一項及び狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）第四条の規定に基づき、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令
狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（予防注射）</p> <p>第十一条 生後九十一日以上の犬の所有者は、<u>法第五条第一項の規定により、その犬について、</u>狂犬病の予防注射を受けさせなければならない。</p> <p>2 生後九十一日以上の犬であつて、<u>所有するに至つた日から遡り一年以内に狂犬病の予防注射を受けていないもの又は受けたかどうか明らかでないものを所有するに至つた者は、</u>法第五条第一項の規定により、その犬について、その犬を所有するに至つた日から三十日以内に狂犬病の予防注射を受けさせなければならない。</p> <p>3 前二項の場合において、<u>狂犬病の予防注射を受けさせなければならない犬を所有者以外の者が管理するときは、</u>第一項中「所有者」とあるのは「管理者」と、前項中「所有する」とあるのは「管理する」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>（注射済票の交付）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2～4（略）</p>	<p>（予防注射の時期）</p> <p>第十一条 生後九十一日以上の犬（次項に規定する犬であつて、三月二日から六月三十日までの間に所有されるに至つたものを除く。）の所有者は、<u>法第五条第一項の規定により、その犬について、</u>狂犬病の予防注射を四月一日から六月三十日までの間に一回受けさせなければならない。ただし、三月二日以降において既に狂犬病の予防注射を受けた犬については、この限りでない。</p> <p>2 生後九十一日以上の犬であつて、<u>三月二日（一月一日から五月三十一日までの間にその犬を所有するに至つた場合においては、前年の三月二日）以降に狂犬病の予防注射を受けていないもの又は受けたかどうか明らかでないものを所有するに至つた者は、</u>法第五条第一項の規定により、その犬について、その犬を所有するに至つた日から三十日以内に狂犬病の予防注射を受けさせなければならない。</p> <p>3 前二項の場合において、<u>狂犬病の予防注射を受けさせなければならない犬を所有者以外の者が管理するときは、</u>第一項中「所有される」とあるのは「管理される」と、所有者」とあるのは「管理する」と、前項中「所有する」とあるのは「管理する」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>（注射済票の交付）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 毎年三月二日から同月三十一日までの間に実施する狂犬病予防注射について、<u>第二項の規定に基づき市町村長が交付する注射済票は、翌年度のものとする。</u></p>

附 則

この省令は、令和九年三月二日から施行する。